

美郷町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

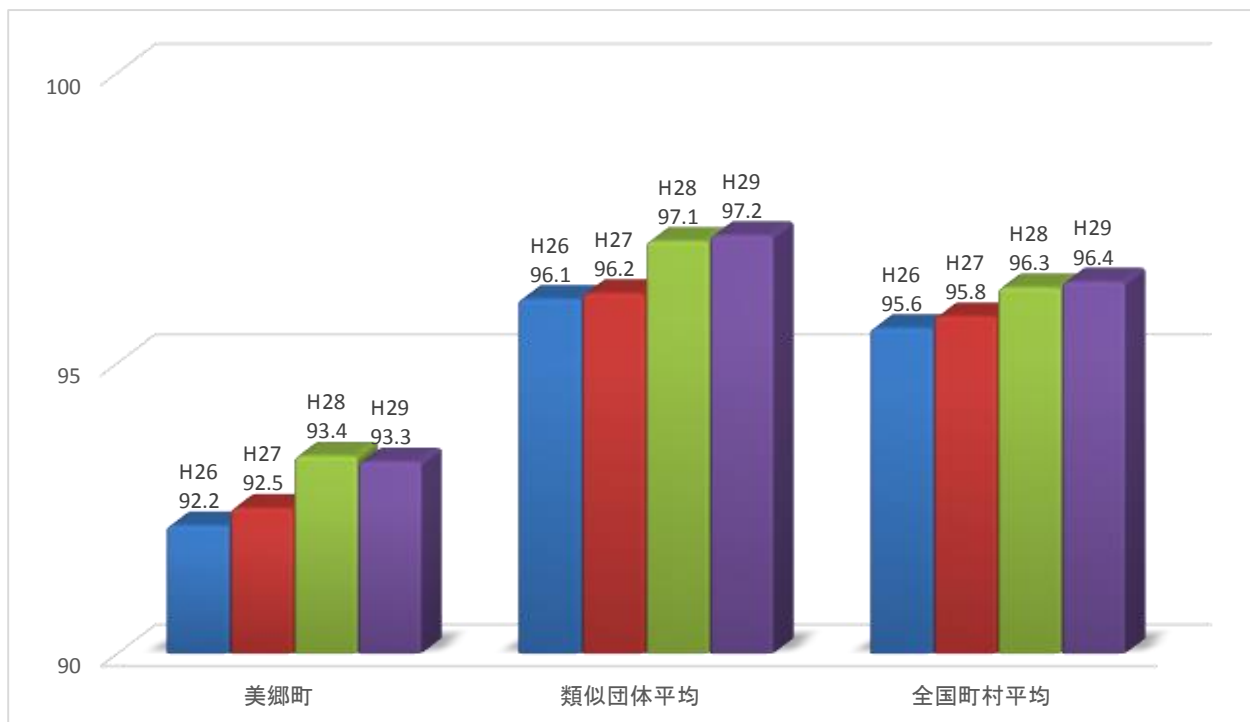
区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	20,311	11,078,276	478,219	1,749,097	15.79	15.84

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	206	749,043	105,413	294,613	1,149,069	5,578	5,579

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

改定実施時期 平成28年4月1日

改定の内容 行政職給料表及び単純労務職給料表を秋田県に準じて改正している。
激変緩和のため、3年間（平成30年12月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施している。

②その他の見直し

実施時期 平成28年4月1日

実施内容 管理職手当の見直し（一部減額）を実施。
管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施している。

(5) 特記事項

平成27年4月1日より、班長（管理職手当を受ける者を除く。）及び作業長の職員に対し、月額3,000円の給料調整額を支給している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
美郷町	42.6 歳	309,072 円	352,696 円	329,017 円
秋田県	42.8 歳	332,000 円	398,614 円	364,349 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.1 歳	305,645 円	359,600 円	332,666 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
美郷町	50.6 歳	22	292,117 円	320,537 円	307,790 円	—	—	—	—
うち用務員	53.5 歳	15	301,759 円	316,106 円	314,586 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.52
うち自動車運転手	52.0 歳	1	×	×	×	自家用乗用 自動車運転手	54.8 歳	189,000 円	×
その他	43.2 歳	6	264,898 円	314,098 円	287,882 円	—	—	—	—
秋田県	51.3 歳	267	334,100 円	378,771 円	354,411 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	51.0 歳	11	277,643 円	296,069 円	287,755 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
美郷町	—	—	—
うち用務員	5,100.6千円	2,818.6千円	1.81
うち自動車運転手	×	2,620.3千円	×
その他	4,926.2千円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26～28年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		美郷町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	179,643円	179,643円	178,200円
	高校卒	147,283円	147,283円	146,100円
技能労務職	高校卒	144,662円	144,662円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

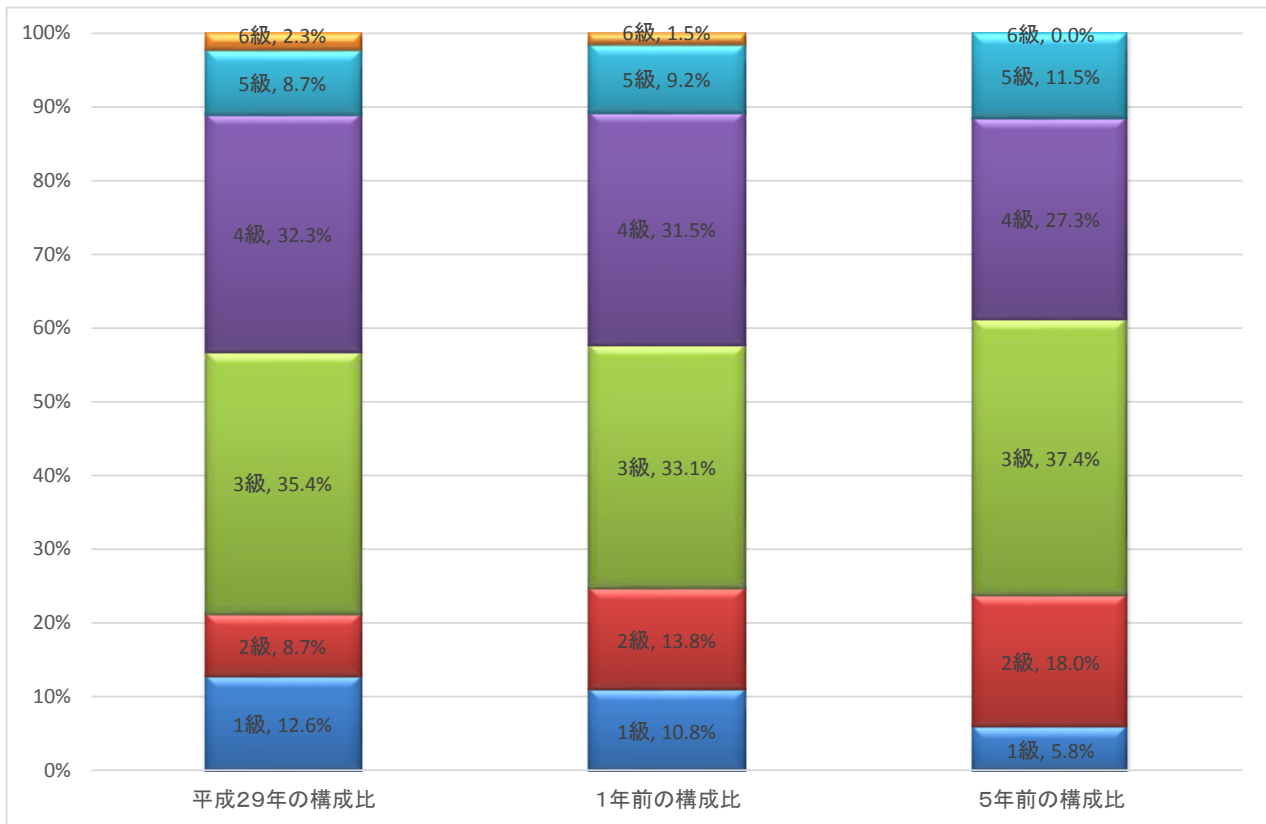
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	239,297円	311,140円	364,265円	392,200円
	高校卒	211,197円	277,563円	331,839円	366,106円
技能労務職	高校卒	197,436円	264,290円	282,293円	304,873円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	主幹	3人	2.3%	320,273円	412,716円
5級	次長、課長、室長、局長、参事	11人	8.7%	289,425円	395,376円
4級	所長、園長、班長、上席主査	41人	32.3%	263,214円	383,279円
3級	主査	45人	35.4%	229,745円	352,028円
2級	主任	11人	8.7%	193,252円	305,857円
1級	主事	16人	12.6%	142,746円	248,597円

- (注) 1 美郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

美 郷 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,347 千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,659 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

美郷町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	- 円	16,882千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	122 千円	※徴税事務従事分の 実績 (H29.3.31廃止)		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	11,105 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	5.5 %			
手当の種類（手当数）	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業に従事	0千円	1日につき 300円
				1日4時間未満 150円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	40,354 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	203 千円
支給実績（27年度決算）	37,011 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	193 千円

(5) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 (配偶者がいない場合そのうちの一人について) 10,000円 特定期間加算額 5,000円 ・配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合そのうちの一人について) 9,000円	同	—	19,807 千円	204,191 円
住居手当	借家に住居する職員に支給 ・借家 (月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に家賃額に応じて支給) 限度額 27,000 円	同	—	3,855 千円	240,938 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通用具使用 (通勤距離に応じて支給) 2,000円～51,400 円 ・交通機関利用 (実費) 限度額 55,000 円	異	交通用具 使用距離	12,812 千円	62,368 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・総務課長 42,000 円 ・教育次長 36,000 円 ・課長、室長、局長 30,000 円 ・参事 20,000 円 ・施設の長 12,000 円	同	—	6,984 千円	317,455 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日、休日等に勤務した場合 1回につき 8,000 円 (勤務時間が6時間を越える場合は 150%を乗じた額) ・週休日等以外の日の午前0時から 午前5時までの間に勤務した場合 1回につき 6,000 円	同	—	160 千円	11,429 円
単身赴任手当	異動などに伴い転居し止むを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給 30,000 円 (住居間の交通距離に応じて加算)	同	—	0 千円	0 円
日直手当	日直を行った職員に支給 ・勤務1回につき 4,200 円	同	—	1,033 千円	9,747 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のいる職員 17,800 円 ・世帯主で扶養親族のいない職員 10,200 円 ・その他の職員 7,360 円	同	—	12,992 千円	60,150 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	796,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 890,000 円 / 414,500 円	
	副町長	595,000 円	730,000 円 / 522,900 円	
報 酬	議 長	288,000 円	445,000 円 / 271,000 円	
	副議長	264,000 円	372,000 円 / 217,000 円	
	議 員	255,000 円	340,000 円 / 202,000 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(28年度支給割合) 3.00 月分		
	議 長 副議長 議 員	(28年度支給割合) 3.00 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	796 千円 × 在職月数 × 0.47	1,796 万円	任期毎
	副町長	595 千円 × 在職月数 × 0.28	800 万円	任期毎

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

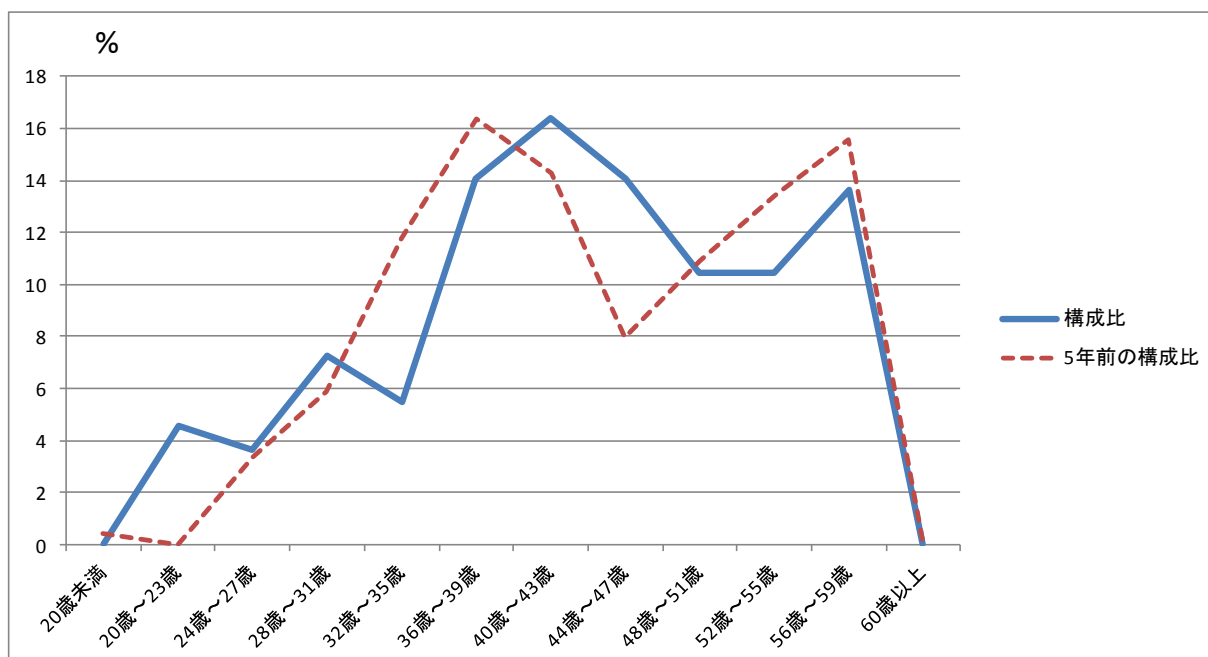
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	-	
		総務	39	40	▲1	事務の統廃合による減員
		税務	11	12	▲1	事務の統廃合による減員
		労働	-	-	-	
		農水	16	15	1	欠員補充
		商工	9	10	▲1	派遣職員配置による減員
		土木	16	15	1	事務分担見直しによる増員
		民生	60	58	2	業務量増による増員
		衛生	12	12	-	
	計	166	165	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.73 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.42人)	
	教育部門	40	41	▲1	欠員不補充(臨時職員対応)	
	小 計	206	206	-	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.42 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.61人)	
部門 公営企業会計	水道	4	3	1	法適用事業開始による増員	
	下水道	2	2	-		
	その他	8	9	▲1	事務分担見直しによる減員	
	小 計	14	14	-		
合 計		220 [261]	220 [305]	- [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.31 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	8人	16人	12人	31人	36人	31人	23人	23人	30人	0人	220人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	162	160	154	166	165	166	4 (2.5)
教育	65	59	57	40	41	40	▲25 (▲38.5)
普通会計 計	227	219	211	206	206	206	▲21 (▲9.3)
公営企業等会計 計	12	12	13	14	14	14	2 (16.7)
総合計	239	231	224	220	220	220	▲19 (▲7.9)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。